

401 介護予防訪問入浴介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
2人の介護職員による場合	身体の状態等に支障がない旨、主治の医師の意見の確認	☐ あり	
清拭又は一部分浴の場合	訪問時の利用者の心身の状態等から全身入浴が困難な場合であって、利用者の希望により清拭又は部分浴を実施	☐ あり	
事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（1月当たりの利用者が50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）	☐ 所定単位数の100分の90	
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	☐ 所定単位数の100分の90	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	☐ 所定単位数の100分の85	
特別地域介護予防訪問入浴介護加算	厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に所在する事業所	☐ 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に所在し、かつ、1月当たり延べ訪問回数が5回以下の事業所	☐ 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供	☐ 該当	
初回加算	新規利用者の居宅を訪問し、サービスの利用に関する調整を行った上で、初回のサービス提供を行う	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等とサービス提供責任者が、利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する又は理学療法士等及びサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、共同して行った生活機能アセスメント	☐ 該当	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画に基づくサービス提供	☐ 該当	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月以降3月間	☐ 実施	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの認知症の者の占める割合が2分の1以上	☐ 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催	☐ 実施	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	☐ 該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施又は実施を予定	☐ 実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1 研修の計画策定、実施	☐ 該当	
	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	☐ 定期的に実施	
	3 定期的な健康診断の実施	☐ 全員に実施	
	4 次のいずれかの基準に該当 (一) 介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の占める割合が100分の60以上 (二) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上	☐ 該当 ☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 研修の計画策定、実施	☐ 該当	
	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	☐ 定期的に実施	
	3 定期的な健康診断の実施	☐ 全員に実施	
	4 介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の占める割合が100分の50以上	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1 研修の計画策定、実施	☐ 該当	
	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	☐ 定期的に実施	
	3 定期的な健康診断の実施	☐ 全員に実施	
	4 次のいずれかの基準に該当 (一) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上 (二) 介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数7年以上の介護福祉士の占める割合が100分の30以上	☐ 該当 ☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	☐	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 (三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	☐ あり ☐ あり ☐ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	☐	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり ☐ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合 (一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知 (二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり ☐ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する 費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1 次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が賃当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 （一） 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上 （二） 指定訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の見込額の平均を上回る （三） 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く） （四） 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない	☐ あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善の実施の報告	☐ あり	実績報告書
	5 特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の届出	☐ あり	
	6 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐ あり	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1 次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が賃当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 （一） 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上 （二） 指定訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の見込額の平均を上回る （三） 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く） （四） 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない	☐ あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善の実施の報告	☐ あり	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐ あり	
	6 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐ あり	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1 ベースアップ等要件 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置、処遇改善の実施の報告	☐ あり	ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
	2 処遇改善加算要件 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐ あり	

402 介護予防訪問看護費

点検項目	点検事項	点検結果	
准看護師の訪問		☐ 該当	
理学療法士等の訪問		☐ 該当	訪問看護計画書及び訪問看護報告書
利用開始した月から12月を超えた場合の減算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行う	☐ 該当	
夜間加算	18時～22時	☐ 該当	サービス提供票
深夜加算	22時～6時	☐ 該当	サービス提供票
早朝加算	6時～8時	☐ 該当	サービス提供票
複数名訪問加算（Ⅰ）	1人で看護をおこなうことが困難な場合	☐ 該当	
	利用者又はその家族等の同意	☐ あり	
	両名とも保健師、看護師、准看護師又はPT、OT、ST	☐ 該当	
複数名訪問加算（Ⅱ）	1人で看護をおこなうことが困難な場合	☐ 該当	
	利用者又はその家族等の同意	☐ あり	
	看護師等と看護補助者との訪問	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
1 時間30分以上の訪問看護	特別管理加算の算定者であり 1 時間30分以上の訪問看護をした場合	☐ 該当	
同一建物減算	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」とする。）	☐ 該当	同一建物減算
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	☐ 該当	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	☐ 該当	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
	1 月あたりの訪問回数が100回以下	☐ 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
緊急時訪問看護加算	看護に関する相談に常時対応し、緊急時の訪問を必要に応じ行うことができる体制	☐ あり	
	利用者の同意	☐ あり	同意書等（規定はなし）
	早朝・夜間、深夜加算	☐ 2 回目以降	サービス提供票
	他の事業所で当該加算の算定の有無	☐ なし	
	24時間対応体制加算の算定（医療保険）	☐ なし	
特別管理加算（Ⅰ）	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	☐ 該当	主治医の指示書等
	計画的な管理の実施	☐ あり	訪問看護計画書、訪問看護記録書等
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定	☐ なし	
	症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
特別管理加算（Ⅱ）	1 在宅自己腹膜灌（かん）流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼（とう）痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	☐ 該当	主治医の指示書等
	2 人工肛（こう）門又は人工膀胱（ぼうこう）を設置している状態	☐ 該当	主治医の指示書等
	3 真皮を越える褥瘡（じよくそう）の状態	☐ 該当	主治医の指示書等
	4 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	☐ 該当	主治医の指示書等
	計画的な管理の実施	☐ あり	訪問看護計画書、訪問看護記録書等
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定	☐ なし	
	症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援	☐ あり	
初回加算	過去2月の利用実績がない	☐ 該当	サービス提供記録等
退院時共同指導加算	共同指導の内容を文書により提供	☐ あり	
	退院又は退所後に訪問	☐ あり	
	特別管理加算の対象者	☐ 該当	
	初回加算の算定	☐ なし	

点検項目	点検事項	点検結果	
看護体制強化加算	1 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上	☐ 該当	
	2 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上	☐ 該当	
	3 指定介護予防訪問看護ステーションにおいては、指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち、看護職員の占める割合が100分の60以上	☐ 該当	
	利用者又はその家族への説明及び同意	☐ あり	同意書等（規定はなし）
	1、2及び3の割合の記録（毎月）	☐ あり	台帳等（規定はなし）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1 看護師等ごとに研修の計画策定、実施（又は実施予定）	☐ 該当	
	2 利用者情報、留意事項伝達又は技術指導等を目的とした会議開催	☐ 該当	
	3 全ての看護師等に定期的な健康診断の実施	☐ 該当	
	4 看護師等総数のうち、勤続年数7年以上の看護師等の占める割合が100分の30以上	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 看護師等ごとに研修の計画策定、実施（又は実施予定）	☐ 該当	
	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	☐ 該当	
	3 全ての看護師等に定期的な健康診断の実施	☐ 該当	
	4 看護師等総数のうち、勤続年数3年以上の看護師等の占める割合が100分の30以上	☐ 該当	

403 介護予防訪問リハビリテーション費

点検項目	点検事項	点検結果	
同一建物減算	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」とする。）	☐ 該当	
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	☐ あり	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	☐ あり	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
	1月あたり延べ訪問回数30回以下	☐ 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
短期集中リハビリテーション実施加算	短時間の訪問リハビリテーション	☐ なし	
	起算日より3月以内に実施（概ね週2回以上1回40分以上）	☐ あり	リハビリテーション計画書（参考様式）
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	リハビリテーション計画の作成に係る事業所の医師の診療の実施	☐ なし	
利用開始した月から12月を超えた場合の減算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問リハビリテーションを行う	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
事業所評価加算	前年の1月から12月まで(評価期間)の利用実人員が10名以上	☐ 満たす	
	(要支援状態区分の維持者数+(改善者数×2)) 評価対象期間内に介護予防訪問リハビリテーション費を3月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数	☐ 0.7以上	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち勤続年数7年以上の者がいる	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち勤続年数3年以上の者がいる	☐ 該当	

404 介護予防居宅療養管理指導費

点検項目	点検事項	点検結果	
(薬剤師が行う場合) 麻薬管理指導加算	疼痛緩和のために麻薬の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対する、麻薬の使用に関する必要な薬学的指導	☐ 実施	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
	1月当たりの延べ訪問回数が50回以下	☐ 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	

405 介護予防通所リハビリテーション費

点検項目	点検事項	点検結果	
定員超過利用減算		☐ 該当	
人員基準欠如減算		☐ 該当	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	6月間のリハビリテーション実施計画を作成	☐ あり	生活行為向上リハビリテーション実施計画(参考様式)
	家庭での役割を担うことや地域の行事等に関与すること等を可能とすることを見据えた目標や実施内容を設定	☐ 該当	リハビリテーション計画書(参考様式)
	専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士を配置	☐ 該当	修了証
	終了前一月以内に、リハビリテーション会議を開催	☐ あり	プロセス管理票(参考様式)
	リハビリテーションの目標の達成状況を報告	☐ 該当	リハビリテーション計画書(参考様式)
	利用者が生活の中で実践できるよう家族に指導助言	☐ 該当	リハビリテーション計画書(参考様式)
	居宅を訪問し、利用者の居宅における能力を評価、利用者及び家族に伝達	☐ 該当	リハビリテーション計画書(参考様式)
	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が利用者宅を訪問し、生活行為に対する評価を概ね1月に1回以上実施	☐ 該当	リハビリテーション計画書(参考様式)
利用開始した月から12月を超えた場合の減算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防通所リハビリテーションを行う	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
運動器機能向上加算	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を一名以上配置	☐	配置	
	利用者ごとに医師又は看護職員等の医療従事者による運動器機能向上サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施し、サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を、利用開始時に把握	☐	実施	
	理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するためのおおむね3月程度で達成可能な目標（「長期目標」）及び長期目標を達成するためのおおむね1月程度で達成可能な目標（「短期目標」）を設定	☐	実施	
	理学療法士等が共同して3月程度の運動器機能向上計画を作成	☐	あり	運動器機能向上計画
	効果、リスク、緊急時の対応と併せて利用者に計画を説明し同意を得る	☐	あり	
	理学療法士等による運動器機能向上サービスの提供	☐	実施	
	短期目標に応じたモニタリングの実施	☐	概ね1月毎に実施	
	利用者の運動器の機能を定期的に記録	☐	あり	
	計画実施期間終了後、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施し、介護予防支援事業者に報告	☐	あり	
	定員、人員基準に適合	☐	あり	
栄養アセスメント加算	当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置	☐	あり	
	利用者ごとに医師、管理栄養士、介護職員、生活相談員らが共同で栄養アセスメントを3月に1回以上行い、利用者又は、家族に結果を説明し、相談等に対応	☐	実施	栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング (参考様式)
	利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省（LIFE）に提出し、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	☐	実施	
	定員、人員基準に適合	☐	適合	

点検項目	点検事項	点検結果	
栄養改善加算	当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置	☐ 配置	
	管理栄養士等（医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者）が共同して利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態配慮した栄養ケア計画の作成	☐ あり	栄養ケア計画（参考様式）
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	☐ あり	
	栄養ケア計画に従い管理栄養士等が（必要に応じて居宅を訪問し）栄養改善サービスの提供、栄養状態等の記録	☐ あり	栄養ケア提供経過記録（参考様式）
	栄養ケア計画の評価、介護支援専門員や主治の医師に対する情報提供	☐ 3月ごとに実施	栄養ケアモニタリング（参考様式）
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	月の算定回数	☐ 2回以下	
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態および栄養状態について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供	☐ 6月ごとに実施	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月	☐ 非該当	
	口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月	☐ 非該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	（１）又は（２）に該当	☐ 該当	
	（１）利用開始時および利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供している場合次の①及び②が該当	☐ ６月ごとに実施	
	①算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月	☐ 該当	
	②算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではない	☐ 該当	
	（２）利用開始時および利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認し情報を担当ケアマネに提供している場合次の①及び②が該当	☐ ６月ごとに実施	
	①算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではない	☐ 該当	
口腔機能向上加算（Ⅰ）	②算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置	☐ 配置	
	口腔機能向上サービスの提供は、以下に掲げる手順により行うこと	☐ 実施	
	利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握	☐ 実施	
	利用開始時に言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能改善管理指導計画の作成	☐ なし	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画（参考様式）
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	☐ あり	
	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供	☐ あり	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画（参考様式）

点検項目	点検事項	点検結果		
	利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価、ケアマネ等への情報提供	☐	3月ごとに実施	口腔機能向上サービスのモニタリング(参考様式)
	定員、人員基準に適合	☐	あり	
口腔機能向上加算（Ⅱ）	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置	☐	配置	
	口腔機能向上サービスの提供は、以下に掲げる手順により行うこと	☐	実施	
	利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握	☐	実施	
	利用開始時に言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能改善管理指導計画の作成	☐	なし	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画(参考様式)
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	☐	あり	
	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供	☐	あり	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画(参考様式)
	利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価、ケアマネ等への情報提供	☐	3月ごとに実施	口腔機能向上サービスのモニタリング(参考様式)
	定員、人員基準に適合	☐	あり	
	利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省（LIFE）に提出し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成（Plan）、当該計画に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行う	☐	実施	
	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省（LIFE）に提出	☐	あり	
科学的介護推進体制加算	利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努める	☐	実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
同一建物減算	事業所と同一建物に居住又は同一建物から通所	☐ 該当	
選択的サービス複数実施 加算Ⅰ	選択的サービスのうち、2種類を実施	☐ 該当	
	選択的サービスのうち、いずれかを1月につき2回以上実施	☐ 該当	
選択的サービス複数実施 加算Ⅱ	選択的サービスのうち、3種類を実施	☐ 該当	
	選択的サービスのうち、いずれかを1月につき2回以上実施	☐ 該当	
事業所評価加算	定員超過、人員超過に非該当	☐ あり	
	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを実施	☐ 実施	
	利用実人員数のうち選択的サービスを実施した率	☐ 0.6以上	
	前年の1月から12月まで(評価期間)の利用実人員が10名以上	☐ 満たす	
	(要支援状態区分の維持者数＋(改善者数×2))÷評価対象期間内に選択的サービスを3月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数	☐ 0.7以上	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	次の（１）又は（２）のいずれかに該当	☐ 該当	
	（１）介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以上	☐ 該当	
	（２）介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していない	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	次の（１）又は（２）のいずれかに該当	☐ 該当	
	（１）介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上	☐ 該当	
	（２）利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の占める割合が100分の30以上	☐ 該当	
	定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していない	☐ 該当	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定める	☐ 該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	☐ 実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	☐	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知		
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	☐		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合	☐		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上 (二) 指定通所リハビリテーション事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている (三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く) (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない	☐ 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善の実施の報告	☐ あり	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出	☐ あり	
	6 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	☐ あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも該当し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上 (二) 指定通所リハビリテーション事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている (三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く) (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善の実施の報告	☐	あり	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	☐	あり	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1 ベースアップ等要件 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置、処遇改善の実施の報告	☐	あり	ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
	2 処遇改善加算要件 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	☐	あり	

406 介護予防短期入所生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤減算（単独型）	利用者数25人以下	☐ 看護・介護1人未満	
	利用者数26人以上60人以下	☐ " 2人未満	
	利用者数61人以上80人以下	☐ " 3人未満	
	利用者数81人以上100人以下	☐ " 4人未満	
	利用者数101人以上	☐ " 4+25 又は端数を増す毎に1を加えた数以上	
	ユニット型・・・2ユニットごとに1以上	☐ 満たさない	
夜勤減算（特別養護老人ホームの空床利用併設型（ユニット型特養を除く））	①利用者数、入所者数の合計数が25人以下	☐ 看護・介護1人未満	
	②利用者数、入所者数の合計数が26人以上60人以下	☐ 看護・介護2人未満	
	③利用者数、入所者数の合計数が61人以上80人以下	☐ 看護・介護3人未満	
	④利用者数、入所者数の合計数が81人以上100人以下	☐ 看護・介護4人未満	
	⑤利用者数、入所者数の合計数が101人以上	☐ 看護・介護4人に利用者25人又はその端数を増す毎に1を加えた数未満	
	次の要件のいずれにも適合する場合は②～⑤の利用者数、入所者数の合計の10分の8 i 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見守り機器を利用者の数以上設置 ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が情報通信機器を使用（職員同士の連携促進）	☐ 設置 ☐ 実施	
	iii 見守り機器及び情報通信機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、当該事項の実施を定期的に確認する		
	(1) 夜勤を行う職員による利用者の安全及びケアの質の確保	☐ 実施	
	(2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	☐ 実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
	(3) 夜勤時間帯における緊急時の体制整備	☐ 実施	
	(4) 見守り機器等の定期的な点検	☐ 実施	
	(5) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修	☐ 実施	
	iv 入所者の数の合計数が、60以下の場合は1以上、61以上の場合は2以上の介護職員又は看護職員が、夜勤時間帯を通じて常時配置	☐ 配置	
夜勤減算（併設事業所）	a併設本体が特別養護老人ホーム	☐ 夜勤減算（特別養護老人ホーム空き利用併設型に該当	
	b併設本体がユニット型特別養護老人ホーム	☐ 利用者、入所者の合計数が20又はその端数を増す毎に1以下	
	a, b以外		
	i 利用者の数が25以下の併設事業所は本体施設として必要とされる看護職員又は看護職員に加え	☐ 看護・介護1人未満	
	ii 利用者の数が26以上の60以下の併設事業所は本体施設として必要とされる看護職員又は看護職員に加え	☐ 看護・介護2人未満	
	iii 利用者の数が61以上の80以下の併設事業所は本体施設として必要とされる看護職員又は看護職員に加え	☐ 看護・介護3人未満	
	iv 利用者の数が81以上の100以下の併設事業所は本体施設として必要とされる看護職員又は看護職員に加え	☐ 看護・介護4人未満	
	v 利用者の数が101以上の併設事業所は本体施設として必要とされる看護職員又は看護職員に加え	☐ 看護・介護4人に利用者25人又はその端数を増す毎に1を加えた数未満	
夜勤減算（併設型・共用型）	指定障害者支援施設として必要とされる夜勤を行う生活支援員の数	☐ 必要とされる生活相談員数未満	

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤減算（併設型・ユニット型）	（一）併設本体が特別養護老人ホーム	利用者、入所者の合計数が20又はその端数を増す毎に1以下	
	（二）（一）以外のユニット型指定短期入所生活介護事業所	2のユニット毎に介護・看護1未満	
定員超過減算	指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受けない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、施行規則第140条の10の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合 （老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置によりやむを得ず利用定員を超える場合にあつては、利用定員に100分の105を乗じて得た数（利用定員が40を超える場合にあつては、利用定員に2を加えて得た数）を超える場合）	☐ 該当	
	指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護にあつては、施行規則第140条の10の規定に基づき都道府県知事に提出した特別養護老人ホームの入所定員を超える場合 （老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第2号の規定による市町村が行った措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となったことによりやむを得ず入所定員を超える場合にあつては、入所定員の数に100分の105を乗じて得た数（入所定員の数に100分の105を乗じて得た数（入所定員が40を超える場合にあつては、入所定員に2を加えて得た数）を超える場合）	☐ 該当	
人員基準減算	＜単独型介護予防短期入所生活介護費を算定する場合＞ 指定介護予防サービス基準第129条に定める員数を置いていない場合	☐ 該当	
	＜併設型介護予防短期入所生活介護費を算定する場合＞ 指定介護予防サービス基準第165条の規定の適用を受けない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、指定介護予防サービス基準第129条に定める員数を置いていない場合	☐ 該当	
	＜併設型介護予防短期入所生活介護費を算定する場合＞ 指定介護予防サービス基準第165条の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、同条第2号に定める員数を置いていない場合	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	＜単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定する場合＞ 利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上の介護職員又は看護職員を置いていない場合	☐	該当	
	＜併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定する場合＞ 利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上の介護職員又は看護職員を置いていない場合	☐	該当	
ユニットケア減算	日中について、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していない場合	☐	該当	
	ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していない場合	☐	該当	
共生型介護予防短期入所生活介護を行う場合	共生型介護予防サービスの事業を行う指定短期入所事業者が当該事業を行う事業所において共生型介護予防短期入所生活介護を行った場合	☐	該当	
生活相談員配置等加算	共生型介護予防短期入所生活介護費を算定している。	☐	該当	
	生活相談員を、常勤換算方法で1名以上配置している。	☐	該当	
	地域に貢献する活動を行っている。	☐	該当	
生活機能向上連携加算 (I)	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（当加算において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該介護予防短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（当加算において「機能訓練指導員等」という。）が共同してアセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。	☐	該当	
	個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等が、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該事業所の機能訓練指導員等に助言を行っている。	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載している。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。	☐	該当	
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供している。	☐	該当	
	機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。	☐	該当	
	理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明している。	☐	該当	
	機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能である。	☐	該当	
生活機能向上連携加算 （Ⅱ）	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（当加算において「理学療法士等」という。）が、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（当加算において「機能訓練指導員等」という。）と共同して、利用者の身体等の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。	☐	該当	
	個別機能訓練計画の作成にあたっては、理学療法士等が、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に対する助言を行っている。	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載している。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。	☐	該当	
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供している。	☐	該当	
	機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。	☐	該当	
	理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている。	☐	該当	
	機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能である。	☐	該当	
専従の機能訓練指導員を配置している場合	<利用者の数が100以下である指定短期入所生活介護事業所の場合> 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあんまマッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（当加算において「理学療法士等」という。）を1人以上配置している。	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	<利用者の数が100を超える指定短期入所生活介護事業所の場合> 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置している。	☐	該当	
個別機能訓練加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（当加算において「理学療法士等」という。）を1名以上配置している。	☐	該当	
	個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（当加算において「機能訓練指導員等」という。）が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、多職種が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成している。	☐	該当	○ 個別機能訓練計画書（参考様式） ○ 興味・関心チェックシート（参考様式） ○ 生活機能チェックシート（参考様式）
	個別機能訓練の目標は、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握した上で設定されており、日常生活における生活機能の維持・向上に関するものとなっている。	☐	該当	
	個別機能訓練の目標の設定にあたっては、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としている。	☐	該当	
	個別機能訓練が、介護予防短期入所生活介護事業所を計画的又は期間を定めて利用する者に対して、計画的に行われている。	☐	該当	
	個別機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された5人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行い、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としている。	☐	該当	
	個別機能訓練を、概ね週1回以上を目安に実施している。	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	個別機能訓練時間を、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し、適切に設定している。	☐	該当
	個別機能訓練を開始した後に、個別機能訓練計画に基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行っている。	☐	該当
	個別機能訓練を開始した後に、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行っている。	☐	該当
	個別機能訓練を開始した後に、個別機能訓練の評価内容や個別機能訓練計画の目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者等の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っている。	☐	該当
	個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにしている。	☐	該当
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状（認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状）が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行っている。	☐	該当
	指定介護予防短期入所生活介護の利用の開始にあたっては、介護支援専門員、受入事業所の職員と連携し、利用者又は家族から同意を得ている。	☐	該当
	同加算を算定する利用者は、以下のいずれにも該当していない。 A 病院又は診療所に入院中の者であって、退院後直接介護予防短期入所生活介護の利用を開始した者 B 介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護を利用中の者であって、利用後直接介護予防短期入所生活介護の利用を開始した者	☐	該当
	判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録している。	☐	該当

点検項目	点検事項	点検結果	
	当該事業所は、判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護予防サービス計画書に記録している。	☐ 該当	
若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別に担当者を定めている。	☐ 該当	
	担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っている。	☐ 該当	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない。	☐ 該当	
利用者に対して送迎を行う場合	同加算を算定する利用者は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる者である。	☐ 該当	
	指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者が、利用者に対し、その居宅と当該事業所との間の送迎を行っている。	☐ 該当	
療養食加算	利用者の症状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、利用者の年齢、病状等に対応した適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食（流動食は除く）、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供している。	☐ 該当	
	食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている。	☐ 該当	
	療養食の献立表が作成されている。	☐ 該当	療養食献立表
	＜減塩食療法を行う場合＞ 心臓疾患等の減塩食は、総量6.0g未満の減塩食としてい	☐ 該当	
	＜減塩食療法を行う場合＞ 高血圧症に対して行うものではない。	☐ 該当	
	＜胃潰瘍食を提供する場合＞ 手術前後に与える高カロリー食ではない。	☐ 該当	
	＜貧血食を提供する場合＞ 血中ヘモグロビン濃度が10g/dl以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者に対して提供している。	☐ 該当	
	＜脂質異常症食を提供する場合＞ 空腹時定常状態におけるLDL-コレステロール値が140mg/dl以上である者又はHDL-コレステロール値が40mg/dl未満若しくは血清中性脂肪値が150mg/dl以上である者に対して提供している。	☐ 該当	
	定員超過利用・人員基準欠如が発生していない。	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）（当加算において「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上である。	☐	該当
	上記の割合は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数（要介護者を含む）の平均により算定している。	☐	該当
	認知症介護に係る専門的な研修（認知症介護実践リーダー研修、認知症看護に係る適切な研修）を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している。	☐	該当
	当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催している。	☐	該当
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）（当加算において「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上である。	☐	該当
	上記の割合は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数（要介護者を含む）の平均により算定している。	☐	該当
	認知症介護に係る専門的な研修（認知症介護実践リーダー研修、認知症看護に係る適切な研修）を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している。	☐	該当
	当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催している。	☐	該当
	認知症介護の指導に係る専門的な研修（認知症介護指導者研修、認知症看護に係る適切な研修）を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している。	☐	該当

点検項目	点検事項	点検結果	
	当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している。	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1 次の(1)又は(2)に該当		
	(1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の80以上	☐ 該当	
	(2) 介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉士の割合が100分の35以上	☐ 該当	
	2 定員、人員基準に適合	☐ あり	
	3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)を算定していない	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の60以上	☐ 該当	
	2 定員、人員基準に適合	☐ あり	
	3 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)及び(Ⅲ)を算定していない	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1 次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当		
	(1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の50以上	☐ 該当	
	(2) 看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100分の75以上	☐ 該当	
	(3) 直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	☐ 該当	
	2 定員、人員基準に適合	☐ あり	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	3 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を算定していない	☐ 該当	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)～(三)のいずれにも適合	☐	
	(一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書

点検項目	点検事項	点検結果	
	(三)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の（一）、（二）のいずれにも適合 （一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 （二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ ☐ あり ☐ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の（一）、（二）のいずれかに適合 （一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 （二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ ☐ あり ☐ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1 次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 （一） 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上	☐ 該当	介護職員等特定処遇改善計画書

点検項目	点検事項	点検結果		
	(二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く） (四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない			
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	☐	該当	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を届出	☐	該当	
	6 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐	あり	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1 次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 （一） 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上 （二） 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている （三） 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く）	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書

点検項目	点検事項	点検結果		
	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない			
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	☐	該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	☐	あり	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1 ベースアップ等要件 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置、処遇改善の実施の報告	☐	あり	ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
	2 処遇改善加算要件 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	☐	あり	

407 介護予防短期入所療養介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費			
夜勤減算	利用者の合計数が30又はその端数を増す毎に看護又は介護職員 1 (ただし 2 人以上)	☐ 満たさない	
	看護職員の数 が 1 以上	☐ 満たさない	
	看護又は介護職員の 1 人当たり平均夜勤時間64時間以下	☐ 満たさない	
	ユニット型・・・2ユニットごとに看護又は介護職員 1 以上	☐ 満たさない	
ユニットケア減算	日中常時 1 名以上の介護又は看護職員の配置	☐ 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	☐ 未配置	
病院療養病床療養環境減算	廊下幅1.8m (両側に居室の場合2.7m) 以上	☐ 満たさない	
医師の配置による減算	療養病床の全病床数に占める割合が50/100を超える	☐ 満たさない	
夜間勤務等看護Ⅰ	看護職員が15：1、2人以上配置	☐ 満たす	
	月平均夜勤時間72時間以下	☐ 満たす	
夜間勤務等看護Ⅱ	看護職員が20：1、2人以上配置	☐ 満たす	
	月平均夜勤時間72時間以下	☐ 満たす	
夜間勤務等看護Ⅲ	看護・介護職員が15：1、2人以上配置	☐ 満たす	
	月平均夜勤時間72時間以下	☐ 満たす	
	看護職員 1 以上	☐ 満たす	
夜間勤務等看護Ⅳ	看護・介護職員が20：1、2人以上配置	☐ 満たす	
	月平均夜勤時間72時間以下	☐ 満たす	
	看護職員 1 以上	☐ 満たす	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に介護予防短期入所療養介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意、判断した医師が診療記録に症状診断の内容等を記録の有無	☐ あり	
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	☐ 該当	
	7日を限度に算定	☐ 該当	
	介護予防サービス計画書による記録	☐ 該当	
	「若年性認知症利用者受入加算」を算定していない	☐ 該当	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	☐ 該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	☐ 実施	
	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	☐ 該当	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	☐ あり	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	☐ あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	☐ あり	
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	☐ あり	
	療養食の献立の作成の有無	☐ あり	療養食献立表

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算Ⅰ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が５割以上	☐ 該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は１人以上、対象者が20人以上の場合は、１に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	☐ 該当	
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定していない	☐ 該当	
認知症専門ケア加算Ⅱ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が５割以上	☐ 該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は１人以上、対象者が20人以上の場合は、１に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	☐ 該当	
	専門的な研修修了者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	☐ 該当	
	介護職員、看護職員毎の研修計画の作成、実施	☐ 該当	
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定していない	☐ 該当	
特定診療費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	☐ あり	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	１ 次の（１）又は（２）に該当		
	（１） 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が１００分の８０以上	☐ 該当	
	（２） 介護職員総数のうち、勤続年数が１０以上の介護福祉士の割合が１００分の３５以上	☐ 該当	
	２ 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	３ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していない	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の60以上	☐ 該当	
	2 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	3 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1 次の（１）、（２）、（３）のいずれかに該当		
	（１）介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の50以上	☐ 該当	
	（２）看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100分の75以上	☐ 該当	
	（３）利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	☐ 該当	
	2 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	3 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していない	☐ 該当	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の（一）、（二）、（三）のいずれにも適合	☐	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	（三）経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	☐		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合	☐		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1 次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 （一） 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上	☐ 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	（二） 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている		
	（三） 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く）		
	（四） 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ 該当	
	4 処遇改善の実施の報告	☐ 該当	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を届出	☐ 該当	
	6 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐ あり	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1 次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	（一） 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上			
	（二） 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている			
	（三） 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く）			
	（四） 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない			
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	☐	該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐	あり	
	6 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1 ベースアップ等要件 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置、処遇改善の実施の報告	☐	あり	ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
	2 処遇改善加算要件 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐	あり	

407 介護予防短期入所療養介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費			
夜勤減算	看護又は介護職員 2 人以上 (40 人以下は 1 以上)	☐ 満たさない	
	ユニット型・・・2 ユニットごとに 1 以上	☐ 満たさない	
ユニットケア減算	日中常時 1 名以上の介護又は看護職員の配置	☐ 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	☐ 未配置	
夜勤職員配置加算	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が ①利用者数等41以上の場合、利用者数等20毎に 1 かつ 2 名超えて配置 ②利用者数等40以下の場合、利用者数等20毎に 1、かつ 1 名超えて配置	☐ 配置	
個別リハビリテーション実施加算	利用者に20分以上の実施	☐ 該当	
	医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成	☐ 該当	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に介護予防短期入所療養介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意、判断した医師が診療記録に症状診断の内容等を記録の有無	☐ あり	
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	☐ 該当	
	7 日を限度に算定	☐ 該当	
	介護予防サービス計画書による記録	☐ 該当	
	「若年性認知症利用者受入加算」を算定していない	☐ 該当	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	☐ 該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	☐ 実施	
	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	在宅復帰指標率が40以上	☐ 該当	
	地域貢献活動	☐ 該当	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）の介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）若しくは（ⅱ）又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）若しくは経過型ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）を算定しているものであること	☐ 該当	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	在宅復帰指標率が70以上	☐ 該当	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）の介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）若しくは（ⅳ）又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）若しくは経過型ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）を算定しているものであること	☐ 該当	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	☐ あり	
特別療養費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	☐ あり	
療養体制維持特別加算（Ⅰ）	次のいずれかに該当すること		
	（一）転換を行う直前において、療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）を算定する指定介護療養型医療施設を有する病院であったこと	☐ 該当	
	（二）転換を行う直前において、療養病床を有する病院（診療報酬の算定方法の別表第一医療診療報酬点数表に規定する療養病床入院基本料1の施設基準に適合しているものとして当該病院が地方厚生局長等に届け出た病棟、基本診療料の施設基準等の一部を改正する件による改正前の基本診療料の施設基準等第5の3（2）イ②に規定する20対1配置病棟又は新基本診療料の施設基準等による廃止前の基本診療料の施設基準等第5の3（2）ロ①②に規定する20対1配置病棟を有するものに限る。）であったこと	☐ 該当	
	介護職員の数が常勤換算方法で、指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数及び介護老人保健施設の入所者の合計数が4又はその端数を増すごとに1以上	☐ 配置	

点検項目	点検事項	点検結果	
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
療養体制維持特別加算 (Ⅱ)	算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合が100分の20以上であること	☐ 該当	
	算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状又は重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の50以上であること	☐ 該当	
総合医学管理加算	診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと	☐ 該当	
	診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載すること	☐ 該当	
	利用者の主治の医師に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと	☐ 該当	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	☐ あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	☐ あり	
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	☐ あり	
	療養食の献立の作成の有無	☐ あり	療養食献立表

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算Ⅰ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が５割以上	☐ 該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は１人以上、対象者が20人以上の場合は、１に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	☐ 該当	
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定していない	☐ 該当	
認知症専門ケア加算Ⅱ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が５割以上	☐ 該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は１人以上、対象者が20人以上の場合は、１に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	☐ 該当	
	専門的な研修修了者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	☐ 該当	
緊急時施設療養費（緊急時治療管理）	介護職員、看護職員毎の研修計画の作成、実施	☐ 該当	
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定していない	☐ 該当	
緊急時施設療養費（緊急時治療管理）	３日を限度に算定	☐ ３日以内	
	同一の利用者について月に１回まで算定	☐ １回以下	
緊急時施設療養費（特定治療）	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表第１章及び第２章において、高齢者の医療の確保に関する法律第64条第３項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を実施	☐ あり	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	１ 次の（１）又は（２）に該当		
	（１） 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の80以上	☐ 該当	
	（２） 介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉士の割合が100分の35以上	☐ 該当	
	２ 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	３ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していない	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の60以上	☐ 該当	
	2 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	3 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1 次の（１）、（２）、（３）のいずれかに該当		
	（１）介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の50以上	☐ 該当	
	（２）看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100分の75以上	☐ 該当	
	（３）利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	☐ 該当	
	2 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	3 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していない	☐ 該当	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の（一）、（二）、（三）のいずれにも適合	☐	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	（三）経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	☐		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合	☐		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1 次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	☐ 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	（一） 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	（二） 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている		
	（三） 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く）		
	（四） 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ 該当	
	4 処遇改善の実施の報告	☐ 該当	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を届出	☐ 該当	
	6 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐ あり	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上			
	(二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている			
	(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)			
	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない			
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	☐	該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	☐	あり	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1 ベースアップ等要件 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置、処遇改善の実施の報告	☐	あり	ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
	2 処遇改善加算要件 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	☐	あり	

407 介護予防短期入所療養介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費			
ユニットケア減算	日中常時 1 名以上の介護又は看護職員の配置	☐ 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	☐ 未配置	
診療所設備基準減算	療養病床・精神病床の隣接廊下幅1.8m(両側に居室の場合2.7m)以上	☐ 満たさない	
	その他の廊下幅1.2m(両側に居室の場合1.6m)以上	☐ 満たさない	
食堂を有しない場合の減算	食堂を有しない	☐ 該当	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に介護予防短期入所療養介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意、判断した医師が診療記録に症状診断の内容等を記録の有無	☐ あり	
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	☐ 該当	
	7日を限度に算定	☐ 該当	
	介護予防サービス計画書による記録	☐ 該当	
	「若年性認知症利用者受入加算」を算定していない	☐ 該当	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	☐ 該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	☐ 実施	
	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	☐ あり	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	☐ あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	☐ あり	
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	☐ あり	
	療養食の献立の作成の有無	☐ あり	療養食献立表
認知症専門ケア加算Ⅰ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が５割以上	☐ 該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が２０人未満の場合は１人以上、対象者が２０人以上の場合は、１に当該対象者が１９名を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的の実施	☐ 該当	
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定していない	☐ 該当	
認知症専門ケア加算Ⅱ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が５割以上	☐ 該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が２０人未満の場合は１人以上、対象者が２０人以上の場合は、１に当該対象者が１９名を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的の実施	☐ 該当	
	専門的な研修修了者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	☐ 該当	
	介護職員、看護職員毎の研修計画の作成、実施	☐ 該当	
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定していない	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
特定診療費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	☐ あり	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1 次の（１）又は（２）に該当		
	（１）介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が１００分の８０以上	☐ 該当	
	（２）介護職員総数のうち、勤続年数が１０以上の介護福祉士の割合が１００分の３５以上	☐ 該当	
	2 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	3 サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していない	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が１００分の６０以上	☐ 該当	
	2 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	3 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1 次の（１）、（２）、（３）のいずれかに該当		
	（１）介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が１００分の５０以上	☐ 該当	
	（２）看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が１００分の７５以上	☐ 該当	
	（３）利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数７年以上の職員の割合が１００分の３０以上	☐ 該当	
	2 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	3 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していない	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	☐	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、刑罰罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	☐	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合	☐	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1 次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	☐ 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	（一） 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	（二） 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている		
	（三） 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く）		
	（四） 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ 該当	
	4 処遇改善の実施の報告	☐ 該当	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を届出	☐ 該当	
	6 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐ あり	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1 次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	☐ 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	（一） 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	（二） 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている		
	（三） 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く）		
	（四） 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ 該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ 該当	
	4 処遇改善の実施の報告	☐ 該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐ あり	
	6 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐ あり	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1 ベースアップ等要件 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置、処遇改善の実施の報告	☐ あり	ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
	2 処遇改善加算要件 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐ あり	

407 介護予防短期入所療養介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費			
ユニットケア減算	日中常時１名以上の介護又は看護職員の配置	☐ 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	☐ 未配置	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	☐ あり	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	☐ あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	☐ あり	
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	☐ あり	
	療養食の献立の作成の有無	☐ あり	療養食献立表
特定診療費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	☐ あり	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	１ 次の（１）又は（２）に該当		
	（１） 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が１００分の８０以上	☐ 該当	
	（２） 介護職員総数のうち、勤続年数が１０以上の介護福祉士の割合が１００分の３５以上	☐ 該当	
	２ 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	３ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していない	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	１ 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が１００分の６０以上	☐ 該当	
	２ 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	３ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1 次の（１）、（２）、（３）のいずれかに該当		
	（１）介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が１００分の５０以上	☐ 該当	
	（２）看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が１００分の７５以上	☐ 該当	
	（３）利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数７年以上の職員の割合が１００分の３０以上	☐ 該当	
	2 定員、人員基準に適合	☐ 該当	
	3 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していない	☐ 該当	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の（一）、（二）、（三）のいずれにも適合	☐	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	（三）経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、刑罰罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	☐	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合	☐	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1 次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	（一） 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上			
	（二） 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている			
	（三） 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く）			
	（四） 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない			
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	☐	該当	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を届出	☐	該当	
	6 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐	あり	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1 次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	（一） 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上			
	（二） 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている			
	（三） 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く）			
	（四） 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない			
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	☐	該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐	あり	
	6 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1 ベースアップ等要件 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置、処遇改善の実施の報告	☐	あり	ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
	2 処遇改善加算要件 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐	あり	

407 介護予防短期入所療養介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
介護医療院における介護予防短期入所療養介護費			
夜勤減算	利用者の合計数が30又はその端数を増す毎に看護又は介護職員1以上、かつ、2人以上	☐	満たさない
	看護職員の数1以上	☐	満たさない
	ユニット型・・・2ユニットごとに看護又は介護職員1以上	☐	満たさない
ユニットケア減算	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置	☐	未配置
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	☐	未配置
療養環境減算Ⅰ	廊下幅1.8m(両側に居室の場合2.7.m)未満	☐	満たさない
療養環境減算Ⅱ	療養室の床面積の合計を入所者定員で除した数が8以下	☐	満たさない
夜間勤務等看護Ⅰ	看護職員が15:1、2人以上配置	☐	満たす
夜間勤務等看護Ⅱ	看護職員が20:1、2人以上配置	☐	満たす
夜間勤務等看護Ⅲ	看護・介護職員が15:1、2人以上配置	☐	満たす
	看護職員1以上	☐	満たす
夜間勤務等看護Ⅳ	看護・介護職員が20:1、2人以上配置	☐	満たす
	看護職員1以上	☐	満たす
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に介護予防短期入所療養介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意、判断した医師が診療記録に症状診断の内容等を記録の有無	☐	あり
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	☐	該当
	7日を限度に算定	☐	該当
	介護予防サービス計画書による記録	☐	該当
	「若年性認知症利用者受入加算」を算定していない	☐	該当

点検項目	点検事項	点検結果	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	☐ 該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	☐ 実施	
	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	☐ 該当	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	☐ あり	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	☐ あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	☐ あり	
	定員、人員基準に適合	☐ あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	☐ あり	
	療養食の献立の作成の有無	☐ あり	療養食献立表
認知症専門ケア加算Ⅰ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が5割以上	☐ 該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	☐ 該当	
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定していない	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
認知症専門ケア加算Ⅱ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が５割以上	☐	該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は１人以上、対象者が20人以上の場合は、１に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	☐	該当	
	専門的な研修修了者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	☐	該当	
	介護職員、看護職員毎の研修計画の作成、実施	☐	該当	
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定していない	☐	該当	
緊急時施設診療費（緊急時治療管理）	３日を限度に算定	☐	３日以内	
	同一の利用者について月に１回まで算定	☐	１回以下	
緊急時施設診療費（特定診療費）	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	☐	あり	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	１ 次の（１）又は（２）に該当			
	（１）介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が１００分の８０以上	☐	該当	
	（２）介護職員総数のうち、勤続年数が１０以上の介護福祉士の割合が１００分の３５以上	☐	該当	
	２ 定員、人員基準に適合	☐	該当	
	３ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していない	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の60以上	☐	該当
	2 定員、人員基準に適合	☐	該当
	3 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない	☐	該当
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1 次の（１）、（２）、（３）のいずれかに該当		
	（１）介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の50以上	☐	該当
	（２）看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100分の75以上	☐	該当
	（３）利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	☐	該当
	2 定員、人員基準に適合	☐	該当
	3 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していない	☐	該当
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり 介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり 介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり 実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付
	7 次の（一）、（二）、（三）のいずれにも適合	☐	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり 研修計画書

点検項目	点検事項	点検結果		
	(三) 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	☐		
	(一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合	☐		
	(一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1 次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	（一） 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上			
	（二） 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている			
	（三） 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く）			
	（四） 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない			
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	☐	該当	実績報告書
	5 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を届出	☐	該当	
	6 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐	あり	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり	
	1 次の（一）、（二）、（三）、（四）のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（一） 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上			
	（二） 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込み額の平均が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込み額を上回っている			
	（三） 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込み額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込み額の平均の2倍以上（介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合を除く）			
	（四） 介護職員以外の職員の見込み額が年額440万円を上回らない			
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	☐	該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐	あり	
	6 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込み額を全ての職員に周知	☐	あり	
	7 処遇改善の内容（賃金改善を除く）等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1 ベースアップ等要件 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置、処遇改善の実施の報告	☐	あり	ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
	2 処遇改善加算要件 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	☐	あり	

408 介護予防特定施設入居者生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録を行っている	☐	整備
	身体的拘束適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催している	☐	3ヶ月毎未実施
	身体的拘束適正化のための指針を整備している	☐	整備
	身体的拘束適正化のための定期的研修を実施している	☐	整備
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	(1)指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等の助言に基づき、機能訓練指導員等が共同して利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を実施	☐	実施
	(2)個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供	☐	実施
	(3)(1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること	☐	実施
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)を算定していない	☐	該当
	個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定していない	☐	該当
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	(1)指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している理学療法士等が、当該介護予防短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を実施	☐	実施
	(2)個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供	☐	実施
	(3)(1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること	☐	実施

点検項目	点検事項	点検結果		
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）を算定していない	☐	該当	
個別機能訓練加算（Ⅰ）	専ら職務に従事する常勤の理学療法士等を１人以上配置	☐	配置	
	利用者数が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上配置	☐	配置	
	多職種共同による個別機能訓練計画の作成	☐	作成	個別機能訓練計画
	開始時における利用者等に対する計画の内容説明	☐	実施	
	利用者に対する計画の内容説明、記録	☐	３月毎に実施	
	訓練の効果、実施方法等に対する評価	☐	あり	
	個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	☐	あり	実施時間、訓練内容、担当者等の個別訓練に係る記録
個別機能訓練加算（Ⅱ）	専ら職務に従事する常勤の理学療法士等を１人以上配置	☐	配置	
	利用者数が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上配置	☐	配置	
	多職種共同による個別機能訓練計画の作成	☐	作成	個別機能訓練計画
	開始時における利用者等に対する計画の内容説明	☐	実施	
	利用者に対する計画の内容説明、記録	☐	３月毎に実施	
	訓練の効果、実施方法等に対する評価	☐	あり	
	個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	☐	あり	実施時間、訓練内容、担当者等の個別訓練に係る記録
	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している	☐	あり	
若年性認知症入居者受入加算	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省(LIFE)に提出し、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行う	☐	実施	
	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定める	☐	該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	☐	実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
医療機関連携加算	看護職員が前回情報提供日から次回情報提供日までの間で、利用者毎に健康状況を随時記録	☐	あり
	利用者の同意の有無	☐	あり
	協力医療機関等から情報提供の受領の確認を得ている	☐	あり
	協力医療機関等と情報内容を定めている	☐	あり
	協力医療機関又は利用者の主治の医師に月1回以上情報提供	☐	あり
口腔衛生管理体制加算	定員、人員基準に適合	☐	あり
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に（口腔ケアにかかる）助言、指導を行う	☐	月1回以上
	助言、指導に基づいた口腔ケア・マネジメントに係る計画の作成	☐	該当
	助言、指導を行うに当たり、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯で実施	☐	該当
	口腔ケア・マネジメント計画には口腔ケアを推進するための課題目標、具体的対策、留意事項等必要な事項が記載されている	☐	該当
口腔・栄養スクリーニング加算	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認し情報を担当の介護支援専門員に提供	☐	6月ごとに実施
	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認し情報を担当ケアマネに提供	☐	6月ごとに実施
	定員、人員基準に適合	☐	あり

点検項目	点検事項	点検結果		
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省（ＬＩＦＥ）に提出	☐	あり	
	利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努める	☐	実施	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	利用者に占める認知症の者の割合	☐	2 分の 1 以上	
	認知症介護に係る専門的な研修を終了している者	☐	対象者20人未満では1以上 対象者20人以上では当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	
	従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行う	☐	実施	
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定していない	☐	該当	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	利用者に占める認知症の者の割合	☐	2 分の 1 以上	
	認知症介護に係る専門的な研修を終了している者	☐	対象者20人未満では1以上 対象者20人以上では当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	
	従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行う	☐	実施	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施	☐	該当	
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定していない	☐	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1 次の（１）又は（２）に該当			
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が１００分の７０以上	☐	該当	
	(2)指定介護予防特定施設の介護職員の総数のうち、勤続年数１０年以上の介護福祉士の占める割合が１００分の２５以上であること	☐	該当	
	2 提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施	☐	該当	
	3 定員、人員基準に適合	☐	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	4 サービス提供体制強化加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）を算定していない	☐	該当	
	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が１００分の６０以上	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅲ）を算定していない	☐	該当	
	1 次の（１）、（２）、（３）のいずれかに該当			
	（１）介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が１００分の５０以上	☐	該当	
	（２）看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が１００分の７５以上	☐	該当	
	（３）直接提供する職員の総数のうち勤続年数７年以上の職員の割合が１００分の３０以上	☐	該当	
	2 定員、人員基準に適合	☐	該当	
	3 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を算定していない	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	☐	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	(三)経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての職員に周知	☐ あり	
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)いずれにも適合	☐	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐ あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	

点検項目	点検事項	点検結果		
(Ⅲ)	7、次の(一)、(二)のいずれかに適合 (一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 (二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施 (一) 経験・技能のある介護職員のうちq人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上 (二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている (三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く) (四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	該当	
	3 賃金改善の実施	☐	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	☐	該当	
	5 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届出	☐	該当	実績報告書
	6 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	☐	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	☐	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上	☐	該当	
	(二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込み額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込み額を上回っている	☐	該当	
	(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込み額の平均が介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込み額の平均の2倍以上(介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)	☐	該当	
	(四) 介護職員以外の職員の見込み額が年額440万円を上回らない	☐	該当	
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	☐	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	☐	該当	実績報告書
介護職員等ベースアップ等支援加算	5 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	☐	あり	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込み額を全ての職員に周知	☐	あり	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインターネットの利用その他の適切な方法で公表	☐	あり	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1 ベースアップ等要件 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置、処遇改善の実施の報告	☐	あり	ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
	2 処遇改善加算要件 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	☐	あり	
外部サービス利用型における障害者等支援加算	知的障害又は精神障害を有する利用者の基本サービスの提供にあたり、特に支援を必要とする者	☐	あり	

409 介護予防福祉用具貸与費

点検項目	点検事項	点検結果	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域＋事業所規模要件	☐ 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	